令和７年度　第２回大和市学校給食費検討委員会

日時：令和７年９月３日（水）

午後１４時００分～

大和市役所　５階　研修室

出席者：木内正典委員、北島知成委員、中山佳予子委員、小倉恵委員、白井麻莉委員、横山浩之委員

欠席者：守家隆志委員、松野元樹委員、望月保志委員

事務局：保健給食課長、保健給食課保健給食係長、同係員、北部学校給食共同調理場長、同栄養士、中部学校給食調理場栄養士、西鶴間小学校栄養士

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊ 以下、要旨記録 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

１．開会

２．議題

「学校給食費の適正化について」

　前回までの議論

・令和８年度以降の給食費の月額について、小学校6,110円、中学校7,680円とする案を検討する。

・値上げ額が、小学校1,850円、中学校2,940円となり、家計の負担感は強い。市が実施している現行の補助である、小学校1,040円、中学校1,320円と同程度の補助金を継続することで、負担感を軽減しつつ、給食を維持充実させる形が望ましい。

・給食費の無償化について、国の主導する給食費の無償化が、小学校分については令和８年度から実施される予定。国が制度について情報を開示しておらず不透明な状況。給食費の上限額のようなものが設定されると考えられるが、検討委員会として望ましいとする給食費が、国の上限額を超過した場合は、市が補助金を交付することで保護者負担が生じないようにするのが望ましい。

1. 適正な給食費について

　事務局：前回までの議論を踏まえ、令和８年度以降の補助金について、庁内調整を行った。市の財政は極めて厳しい状況にあり、令和７年度を最後に、補助金を継続することは困難との結論になった。無論、最終的には議会の議決により予算が決定されるものではあるが、市（長）として議会に上程する予算案に、給食に対する補助金が継続して含まれることは無い前提で、給食費に関する議論をして欲しい。

主な意見

委　員：これまでの会議で、この金額が給食の提供に必要であるということは理解している。補助金によって、急激な値上げを緩和することが難しいのであれば、保護者に対する周知をより丁寧に行うことが必要ではないか。

1. 無償化に係る付帯事項について

※国の無償化の条件によっては、今回の検討した給食費を修正する必要が生じる可能性があるため、その対応方針を事務局に一任するもの。国の無償化に上限額が設定されており、市の設定する給食費と乖離がある場合、上限額を下回る場合は増額し、上回る場合は減額をする。ただし、減額する場合において、給食の安定提供が困難と事務局が判断した場合は、検討委員会を再度開催する。

　委　員：事務局の案の通りで問題ない。

1. 給食費の検討条項について

※給食費を変更する検討を開始することについて、基準等が定められていないため、安定した給食の提供を継続するため、基準を定めるもの。

主な意見

委　員：物価の上昇は概ね年間で何パーセントくらいのか。

　事務局：令和３年度からの急激な物価上昇は、概ね年間６パーセント程度で推移している。それ以前も緩やかに上昇しており、平成２６年度の最終改定以降も年間１パーセント程度は上昇していた。

　委　員：検討条項を入れるにあたり、例えば１０パーセント以上の物価上昇を要件とした場合、９パーセントでは開催しないことになり、適正な給食費の維持という観点から不十分な規定になるのではないか。

　事務局：対応策として、「１０パーセント以上」ではなく、「１０パーセント程度」とする方法もある。しかし、検討条項の意義は行政の恣意的な判断を排除して、給食費が適正に保たれるようルールを整備することにある。給食費の見直しを先送りする余地を残す点でデメリットがある。

　　　　この検討条項の趣旨は、最低限この要件に該当する場合には検討を行うこと、を規定することにある。当該要件に該当しない場合にも、必要性が生じれば能動的に検討を行うことを想定しており、明確な要件を設定することが望ましいと考える。

委　員：今回の値上げ額が大きい。数百円でも小まめに改定する方が、急激に変化するより望ましい。前回の改定から期間が空いてしまった理由はあるのか。

　事務局：平成２６年から令和３年までは物価（食品）の上昇は年１パーセント程度と緩やかであり、世の中の全体的な物価に対する捉え方も「デフレ」であったことが一因と考える。緩やかな上昇を献立の工夫で乗り切ってきたところに、急激な物価の上昇が重なり、かつ、補助金の交付で維持してきたことから、大幅な増額改定が必要な状況になってしまった。再発防止のためにも、検討条項が必要と考え提案した。

　委　員：検討の基準を消費者物価指数ではなく、分かりやすく、消費者物価指数から算出した月額給食費を基準にした方が良いのではないか。

　委　員：その規定だと、検討委員会を招集した時点で変更すべき給食費が決まってしまっているような印象を受ける。消費者物価指数以外の要素も考慮して、適正な給食費を検討するという姿勢に影響してしまう可能性があるので、避けるべきではないか。

　委　員：百分率を基準とする方法だと、例えば給食費月額が５，０００円の時には目安として５００円の程度改定すべき場合に検討することになるが、給食費月額が１０，０００円の時には、１，０００円程度の改正が必要にならないと検討が行われないことになり、不適切ではないか。

　事務局：要綱改正の技術的な話になるが、見直し条項は給食費の改定を行うときに、新しい附則を再度規定することになる。先ほどの例だと、５，０００円の時に１０パーセントと規定して、１０，０００円の時には５パーセントと規定することで、検討条項自体の実行性も確保していくことになる。

委　員：事務局案の１０パーセントだと、給食費の月額にして６００円から７００円程度の改定が必要と考えられる状況で検討を行うことになる。５００円程度を目安とすべきではないか。

事務局：７パーセントにすれば小中学校の平均で概ね５００円程度になる。

委　員：７パーセントとすべき。

　　　　（他の委員も同意）